

2019年12月15日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

# EVER NEWS

連載

- 子の法律関係（嫡出推定）について
- 家賃保証の契約について  
一部無効となった事例について

## ■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内／事務所のご案内



vol.69



エバー総合法律事務所

# 子の法律関係（嫡出推定）について

1 法律上婚姻関係にある男女から生まれた子は嫡出子しゅつしと言います。婚姻中に妻が懐胎すれば夫の子と法律上推定されます。また、婚姻成立の日から200日を経過した後や婚姻の解消若しくは取消の日から300日以内に生まれた場合、婚姻中に懐胎したものと推定され、上記の推定から夫の子と推定されます。

この推定が及ぶかどうかによって、相続権、親権、養育費の発生など法的関係に影響が生じます（非嫡出子の場合は後述の認知が必要になります）。今回はこの嫡出推定について取り上げたいと思います。（なお、以前は嫡出子か非嫡出子かで相続分の違いが生じましたが現在では改正され、平成25年9月5日以降の開始の相続からは違いはありません）。

## 2 嫡出推定をめぐる問題について

(1) 嫡出推定とは、正常な婚姻関係を営んでいることから夫婦の子としての期待を受けて、法律上推定されるものです。しかし、このような前提が成り立たない場合、推定されることが不合理な状態になることもあります。この場合、推定を覆すために嫡出否認の訴えを行う必要があります。「訴え」と記載しましたが、実際にはまず調停から行います（調停前置主義、家事事件手続法257条）。

申立ができるのは基本的には夫であり（夫が死亡の場合には相続権を侵害される親族からも提起できます）、子の出生を知った時から1年以内の申立てであることが必要です。調停がまとまらなければ訴訟手続が必要になりますが、もし当事者双方で子ではないという合意ができる場合には、調停に代わる審判にて嫡出推定を否定することができる場合もあります。ただし、裁判所はその合意が客観的に正当かどうか確認をする必要があります、通常は当事者にDNA鑑定を求めます。夫であった人と子との親子関係がないことについて客観的に確認できれば、合意に沿った審判がなされます。当事者の合意だけで嫡出推定を否定できるわけではありません。

### (2) 推定の及ばない子

判例では、事実上の離婚状態であり夫婦関係が断絶していた場合、夫が行方不明であった場合、夫が長期間海外に行っていた場合など、懐胎が客観的に不可能な場合には、婚姻期間中の懐胎といえども推定は及ばないとされています。このような場合には、親子関係不存在確認の訴え（前置として調停があります）や審判によって法的に親子関係を否定することになります。嫡出否認の訴えとは異なり、申立をできる人は夫とされた人に限りませんし、また期間の限定もありません。

### (3) 推定されない嫡出子

判例では、内縁関係が先行して婚姻成立後200日以内に生まれた子も当然に嫡出子になるとされ、戸籍実務でもそのとおり運用されています。理屈からいけば法律上の推定期間外で推定が及ばず認知が必要のようにも思えますが、当事者の意識とも合いませんし、戸籍実務では内縁関係が先行するか否かは判断しようがないので、嫡出子として扱っています。このような場合に嫡出性を争う場合には、親子関係不存在確認の訴えを行う必要があります、推定の及ばない子と同じ方法になります。

### (4) 嫡出の身分を取得する方法について

非嫡出子であっても親子関係を法的に認めてもらう方法には認知という手続があります。認知をした後で、子の父母が婚姻すれば嫡出子としての身分を取得します（「準正じゅんせい」と言います）。また、婚姻中、認知をした場合にはその認知の時から同様の扱いとなります（ほかの方の嫡出推定を受けた後に親子関係が否定された場合などが考えられます）。

認知を拒否された場合には、認知の訴えという方法によって認知を求めることができます。これについてはまたの機会に触れたいと思います。お悩みの方はご相談ください。

無料相談会  
のご案内

2019年12月20日金曜日、12月24日火曜日、2020年1月8日水曜日、1月15日水曜日のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

# 家賃保証の契約について 一部無効となった事例について

1 事業者として消費者契約法への配慮が必要なのは折に触れて記載してまいりました。同法は取引の相手方が「消費者」として契約する場合（事業として又は事業のために契約当事者となる場合を除きます）には常に適用を受けると考えておかなければなりません。一般論として契約条項を定めておけば法的なコントロールができるとはいえませんが、消費者に対しては慎重に配慮しないと、契約自体取消されたり無効となることがあります。今回取り上げるケースは、大阪地裁で令和元年6月21日に出された判決の事例ですが、考え方の点で参考になると思われましたので取り上げることにしました。

## 2 事例

建物の賃貸借契約をする際に、家主の家賃等を確保するために、家賃債務保証会社に保証委託をすることがあります。賃料の不払いが生じた際に、一部の保証会社が勝手に鍵を変えて追い出すなど違法行為を行ったために社会問題になったこともあります。このケースでは、契約条項中に、賃料不払いの場合の明渡作業を速やかに行うための条項を記載していました。具体的には、賃借人が賃料等の支払を2カ月以上怠り、保証会社が合理的手段を尽くしても賃借人本人と連絡がとれない状況の下、電気・ガス・水道の利用状況や郵便物の状況等から本件建物を相当期間利用していないものと認められ、かつ本件建物を再び占有しない賃借人の意思が客観的に看取できる事情が存するときには、賃借人が明示的に異議を述べない限り、建物の明渡があったものとみなすことができるものとなりました。そして、残置物について賃貸人や保証会社が任意に搬出・保管することに賃借人は異議を述べないとの趣旨が規定されていました。

家主側からすると、賃借人が賃料未払いのまま行方不明になるとその後の処理が大変で、保証会社も未払状況を早く解消するために（早期の明渡を完了する）、このような条項を賃貸借契約に入れたいという誘惑に駆られる気持はわからないでもありません。しかし、このまま実行することはやはり自力救済と言わざるを得ず、鍵を勝手に変えて追い出す行為とあまり違いはありません。

## 3 裁判所の判断

この事例では、他の点も問題になりましたが、上

記の契約条項について、「異議を述べない」というのは賠償責任の全部を放棄させるもので、責任免除にあたるのではないかということが問題になりました。事業者の履行に際してされた事業者の不法行為によって消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する場合には、消費者契約法によって無効となります。そして裁判所は、消費者契約法の適用を認め、保証会社のこの条項を用いた契約の申込や承諾の停止、及び契約書用紙の廃棄を命じました。この事例は、消費者団体が起こした訴訟であり契約の差止を求めたものであったため、判断も少し通常の裁判とは異なりますが、事業者に対する業務に対して甚大な影響を及ぼすこととなります（控訴されたので最終的な結論の確定については未定です）。

## 4 この事例から

消費者契約法をめぐっては下級審判例のみならず最高裁判例でも事例が見受けられるようになりました。例えば最高裁判例でも建物賃貸に関する原状回復の補修費用に関する特約をめぐって説明の仕方など合意の仕方についても注意を喚起し、合意に至る過程に問題があれば特約を否定しています。

事業者として注意すべき点は、大別すれば、一つにはこの事例のように、契約条項自体が消費者契約法に抵触する場合、もう一つは契約締結行為に問題がある場合、です。

前者については、本件の賠償責任の免除以外に解除権の放棄や平均的損害を超える賠償額の約定が無効となることが挙げられます。後者については、事実と異なる事実を告げたり、不利益となる重要な事実を告げなかったり、困惑させる行為をするなど、消費者の申込や承諾が不適切な場合には取り消しうるものとされます。今後、改めて消費者契約については解説したいと思います。建築請負契約や不動産売買など金額が多額に及ぶ場合には、その紛争に対する解決費用や努力を多大に要する場合もあるので、改めて契約条項（特に特約）についての確認と、また日頃の契約に至る運用についてご配慮いただく必要があります。契約条項等についてお悩みの場合にはご相談ください。



# 料金

## のご案内

### 一般的な料金の概要

**ご相談料** 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

### 業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

### 参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

#### 1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

#### 2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

\*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

#### 3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

# 事務所

## のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

### エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

#### 業務時間

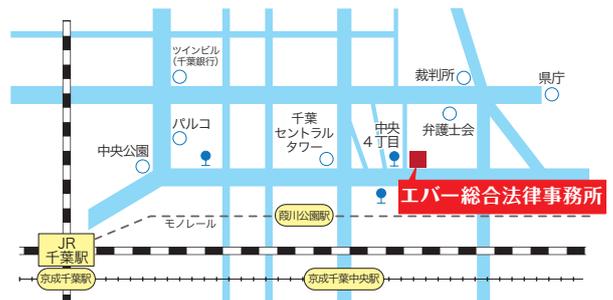
午前9時より午後6時まで

\*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

#### ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



- 千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
- 駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。